

昭和五二年二月一〇日第三種郵便物認可

発行所 社会通信社 発行人 滝野 忠

東京都千代田区飯田橋4の4の8朝日ビル401号室 電話(03)261-7079
振替 東京0-58431 労金 東京労金本店No50234

購読料 月額 400円 6カ月前納制

〈もくじ〉

■巻頭言■

東芝機械問題とココム……………2

総評大会の結果とわれわれの課題……………3

—— 労戦「統一」問題と当面の任務 ——

資料1 全港湾・国労の修正案……………6

資料2 統一労組懇系四単産の修正案……………6

資料3 都職労委員長の自治労本部への意見書……………7

資料4 自治労代議員八名の態度表明……………8

資料5 七・六集会「基調報告」……………8

施行四〇年、憲法はいま……………10

—— 国家秘密法が狙う本当の理由 ——

◇投稿◇「党建協」をつくる……………13

第三回平和の舟に参加して……………14

連載「資本論」第一巻を読む 40……………14

価値の尺度(三)……………16

「ヤルしかない」⑩ 酒井安海氏の作風……………18

読者からのおたより……………15

「八・二一」シンポジウムのご案内……………17

旬刊 社会通信

NO. 343

一九八七年八月二日

一九八七年八月二日発行

(毎月一日・二日・三日発行)

■巻頭言■

東芝機械問題とココム

東芝機械問題は新たな経済情勢のもとで、ココムの本質を明らかにした。と同時に、この問題を口実に国家秘密法制定を企む自民党の意図も明らかとなった。

東西貿易が世界貿易に占める割合はどれくらいだろうか。たった四％、それが驚くべき現実だ。ここで疑問が起さる。東西貿易を阻んでいるものは何かと。三つの障害がある。第一に「戦略」物質・テクノロジーの輸出制限、第二にバンクローンの規制強化、第三に社会主義諸国産品に対する差別的な輸入制限だ。なかでも最重要視されているのが、ココム——アメリカの提唱によって一九四九年に設置された対共産圏輸出調整委員会を通じた輸出制限である。

ココム設置当時、この決定を守らせることはたやすいことだった。言うことをきかない国には「マーシャルプラン」の枠内でのアメリカの援助を受けられなくなるという選択しか残されていなかったからだ。

NATO同盟諸国へのアメリカの系統的な圧力によって、五〇年代なかばまでにいわゆるココム禁輸リストは二千品目以上になったが、これは当時の世界貿易品目全体のほぼ五〇％に相当した。世界経済交流の発展とともに、アメリカの同盟諸国が「ココム」のリストに従うことを拒否するようになった。ココムの活動は、社会主義諸国との協力を求める各国の長期的経済利益と対立するようになったからだ。デタント時代、ココムは陰にひっそんだかにみえた。リストにはわずかに二五品目が残されるだけとなった。しかし、八〇年代はじめまでにリストは二〇〇品目となり、五〇％以上もふえた。

ココムの復活はレーガン政権の方針と結びついたものだ。社会主義諸国への「全方位十字軍遠征」のなかで、ホワイトハウスはココムをとくに重視している。ワシントンの圧力に屈して、先端技術やノウハウをココムリストに加える傾向が強まった。社会主義への経済封鎖が実施された。西側同盟諸国にココム規定の厳守が求められる一方で、ココムそのものには加盟各国の輸出規制システムをコントロールする権限が与えられた。西欧諸国とわが国の主権を侵害するという避難を避けるために、ワシントンはソ連との貿易関係を維持しつづけている企業の代表の信用を失墜させ、おどしをかけるキャンペーンを展開した。八〇年代なかばまではこの人たちは告訴されていたが、八五年に採択されたアメリカの輸出統制法はこれに罰金制度を加えた。ココム輸出規定違反にたいして最高一〇万ドル、とくに重大なケースには一〇〇万ドルの罰金というものだ。

この法律を利用して、ホワイトハウスは中立諸国をもココムにしばりつけることをねらっている。八五年以降、自社製品にアメリカ製の部品を用いているか、アメリカの技術をもちいているすべての企業は、ココム規定に違反するとアメリカ市場への道が閉ざされるおそれがある。この理由でスウェーデンのアセア社は米国製ICを使った産業用ロボットの社会主義諸国への輸出を禁止せざるをえなくなった。

この数年間、ワシントンは競争の道具としてココムをますます利用している。というのは、安定した販路を保証する社会主義諸国の注文こそ、アメリカ製品を世界市場からしめだす力をもつ先端機器の量産を可能にするからだ。この点で、西ドイツの社会民主党のある人物の次の発言が、とくに注目し値する。

「ココムはソ連と争うための手段というよりは、むしろ西欧諸国や日本との経済競争に対抗するアメリカの武器である。」

総評大会の結果とわれわれの課題

—— 労戦「統一」問題と当面の任務 ——

総評方針のポイント

総評第七七回定期大会に提案された労戦方針の骨子は、(1)全民労協の連合体移行を了承し、その上に、一九九〇年にいわゆる「全統統一」を達成すること（総評を解散する）。(2)国際自由労連については、「総評のこれまでの国際活動の見直しの出発点」として、「加盟問題を含め関係強化の検討に着手すること」。(3)全民労連加盟単産の会費負担軽減のため、総評会費による一部負担（初年度四割）、役員・書記の減員、地方事務所の廃止と地方オルグに対する交付金の削減等、一九九〇年に向けた総評解体の手続き、等である（くわしくは本誌第三三六、三三七号資料を参照）。

方針案に二つの修正案

これに対して、大会では二つの修正案がだされた。

一つは、国労と全港湾から提出されたものである。その内容は、「一九九〇年」を「一九九〇年頃」に修正し、その間、「補強五項目、三つの問題点」の解決に全力をあげること。全統統一がなるまでの間は地方組織はつくらず、県評・地区労等の機能強化をはかること。選別を許さず、官民すべてが参加できる内容のものにするため全力をあげること、等である（資料1参照）。

もう一つは、運輸一般など統一労組系系四単産からだされたものである。その骨子は基調と主要闘争課題の労戦の項を削除して、現在の動きが右翼の再編以外のなものでもないこと、総評傘下単産の全民労連加盟の中止、資本、政党からの独立、一致する要求にもとづく行動の統一を原則とすべきである、とするものである（資料2参照）。

後者の修正案は、挙手採決により少数否決となった（なお、大会議長は採決の際に数を確認せず「少数と判断」するとして否決を宣した）。

国労・全港湾の修正案の特徴

国労と全港湾の修正案の特徴は、「一九九〇年」を「一九九〇年頃」としたところにある。昨年の総評方針「目標とプロセス」の「一九九〇年前後」という表現から、一九九〇年と時間を区切ったのは、総評指導部が、全統統一の条件が整わなくても、この年には総評を解散するということにふみこんだことを意味する。この方針では、一九九〇年にながなんでも総評を解散することだけが前面にでて、「五項目」「三つの問題点」など、全統統一の条件を実現する努力は事実上放棄されることになる。だから、国労、全港湾に限らず、多くの代議員から批判的意見が強くだされたのである。

この点について、真柄事務局長は、条件が整わないうちに「全統統一」への見切り発車は決してしないこと、「補強五項目、三つの問題点、未解決部分」について「さらに努力」をするという、修正案について、「趣旨同感」であるからとり下げてほしい、とした。これに対して、国労は「修正案についてはほぼ理解をいただいたものと考え」、「見切り発車はしない、最大の努力をするとの答弁」、「その間、総評の解体はしないと受けとめ」て、修

正案を取り下げることが表明した。

なお、国労本部は修正案を取り下げるに至った経過に関して、次のように述べている。「各組合および地県評の代議員・特別代議員の多くからも修正案に賛成や同趣旨の発言がされ、総評幹事会側も受けとめざるを得ないような状況となった。事務局長の集約答弁では、『一九九〇年目途は総評解体・見切り発車を意味するものではない』『国際自由労連（ICFTU）加盟については単産の自主性を尊重する』等、一定の前進を見た。その他の問題についても更に努力すると答弁を得た。このため、全港湾とも協議し、いまだ解決出来得ていない問題もあるが、最も重視した上記二点について確認されたので、修正案を取り下げることとした。

この修正案を取り下げたことよって、国労の方針をいささかも変更するものではない。全労協および全労連が綱領・規約などに多くの問題を持っており、全的統一を目指すには障害があることには、変わりがない。したがって国労は、全労協未加盟組合および全労連加盟をとりやめた組合等とも連携し、名実ともに全的統一を実現するために、総評・地県評・地区労等の強化をはかるために全力で取り組む。」

真の全的統一とは

総評の方針はともかくも決定されたが、大会討論や答弁を通じて、次の問題が残されたことになる。

すなわち、一九九〇年に至る間に、「基本構想」、「進路と役割」という特定の路線にもとづく統一ではなく、全ての単産による無条件統一ということがどれだけ具体化するのか、ということである。総評がいつてきた「全的統一」は、少くとも、全労連による総評の吸収合併でもなければ、全労連とのブリッジでもないはずである。また、総評の「良き伝統」を残すともいつている。そうであれば、当然のことながら真の全的統一の条件が整わない限り、総評の解散を認めるわけにはいかない。

真の全的統一とは、もう少し具体的にいえば、まず全労連が「進路と役割」という特定の路線による再編成という立場を放棄することである。そのためには、全的統一のために全労連が解散することが明確にされなければならない。さらに、いわゆる官公労の統一についても、全官公が「基本構想」の承認や統一労組懇排除を前提条件とせず、第二臨調行革反対、スト権奪還等の官公労働者の焦眉の課題について共同行動、共同闘争が強められることである。

全的統一は、労資協調という特定の路線のもとに寄せ集めることで達成することはできない。それは、労働者の当面する課題——賃金ストップや大量首切り、労基法改悪等に反対し、軍事力増強や国家秘密法制定に反対して、日本の平和と民主主義を守るために、全労働者の共同行動、共同闘争を強めるためのものであるからである。

一九九〇年に至る間に、このような真の全的統一の条件が明確にならない限り、総評の解散に賛成することはできない。全労連が「進路と役割」という特定の路線による再編成という立場を捨てない間は、総評解体阻止に全力をあげるといふ基本態度を堅持し、いっそうこれを鮮明にする必要がある。われわれは、総評が全労連に飲みこまれるようになって、その路線と組織を消滅させてしまうことに強く反対する。

地方組織とわれわれの課題

総評の方針は、「ローカルセンター発足の時期は……一九九〇年を目標」とし、「ローカルセンター」と「連合」の地方組織との関係は「同時解決を基本とする」ということである。しかし、「進路と役割」が、「中央とあわせて地方組織の確立をはかり、中央・地方一体となった活動を進めていく」としていることから、全民労連発足後はその地方組織づくりがすすめられるものとみなければならぬ。推進派単産のなかには、地・県評、地区労からただちにぬけないまでも、運動への非協力や会費納入を減らしたり、「連合」の地方組織づくりにも熱心なところがでてこよう。

こうしたなかで、われわれは全的統一の条件が明らかになるまでは「連合」の地方組織づくりに着手させないこと、地・県評、地区労の弱体化を許さず、その強化に努力することを、基本的態度として確認する必要がある。

そのうえに立って、地・県評、地区労が地域における共同行動・共同闘争を積極的に働きかけ、これらのたたかいを強めるための連絡会議の設置等呼びかけることである。とくに地区労段階では、全国単産に入っていない組合も多いのであるから、これらを含めて、運動のイニシアチブをとっていくかまゝが必要である。とくに、一九八八年には中央の春闘共闘会議がなくなるので、地域における春闘共闘会議の存続と強化が重要である。また、国鉄闘争とそれを軸とした反失業闘争の強化、労基法改悪反対、国家秘密法再提出反対の諸行動、地域の課題にもとづく共闘の強化が必要である。このような諸課題によって大衆運動をおこし、「連合」の地方組織づくりを封じていかなければならない。

当面の活動の重点

(1) **総学習運動** 今もつとも必要なことは、全民労連に反対し、総評運動の歴史と伝統を守り、その継承・発展をめざすことの重要性を、労働者のなかに可能な限りひろげることである。

このため当面、六・二七シンポジウムのアピール、本誌第三三九号所載の「右翼労戦反対」の総学習、総行動を」にそつてを中心に、各県、各地において、学習会や講演会を積極的に開催する。そして、組合・職場での学習会を組織するよう努力することが重要である。

(2) **諸行動の強化** 全港湾、国労、都労連の呼びかけによっておこなわれた中央の七・六集会——総評運動の歴史と伝統を守り、継承・発展をめざす中央集会——のようなくみ(資料5)を各地で追求し、大衆行動を強化する。そして、地域・職場における学習会、集会や諸行動のなから、全民労連路線に反対する決議が積みあげられていくよう、積極的働きかけをおこなっていくことが必要である。

(注) この他総評大会では二つの出来事が注目された。一つは日教組が総評方針案について対立がつづき、単産としての統一対応が不可能になる異例の事態になったこと(この問題については次号で詳報)、二つは自治労でも総評方針をめぐって意見の対立が顕在化したことだ。それが資料3、資料4、である。資料3は大牟礼都職労委員長が単独に自治労本部に提出した意見書、資料4は大会代議員中八名の態度表明であり、統一労組懇系四単産への修正案に賛成する意図を明らかにしたものだ。同日、議事終了後、自治労本部は八氏の代議員権を剥奪したことは、新聞でも報じられた。

資料1 全港湾・国労の修正案

運動方針(案)の「総評に託された大仕事―労働戦線統一の推進」の項について、以下のように修正する。

- 1 四六ページ下から三行目「一九九〇年頃とする。」と修正し、その後に「補強五項目、三つの問題点の未解決部分については、一九九〇年頃迄に解決をはかるよう全力をあげる。」を挿入する。
- 2 四六ページ最下行から四七ページ一行目にかけての「統一ナショナルセンターの発足の姿としては、」は削除する。
- 3 四七ページ一行目「一九九〇年」を「一九九〇年頃」と修正する。
- 4 四七ページ二〇行目から二二行目及び二三行目の「これを実現するためには、」までを削除し、「上記によるローカルセンターが結成されるまでの間、連合組織のもとにおける地方組織はつぐらならない。なお、総評は六〇〇万組織の達成のため運動を強化し、地方オクルグ配置をはじめ県評・地区労等、総評運動の重要財産である地域の自主的運動の機能強化のため尽力し援助する。この立場にたつて、」を挿入する。
- 5 四七ページ二六行目から二七行目の「選別に反対し、全ての組合に門戸を開放する立場を堅持する。」を削除し、「総評加盟組合の選別を許さず、官・民全てが参加できる内容のものにするために全力をあげる。」を挿入する。

資料2 統一労働戦線系四単産の修正案

- ① 運動方針(案)中、運動の基調のうち一項全文(四頁)、五項の第七の節全文(七頁)を削除する。
- ② 主要闘争課題のうち八項の「総評に託された大仕事―労働戦線統一の推進」全文(四六頁―四九頁)を削除する。
- ③ これらの削除に変わって、つぎのことを挿入する。
 - (1) 一九八〇年来の「労働戦線統一」の問題をめぐる全経過は「民間先行による労働戦線統一の基本構想」(基本構想)、全民労連の「進路と役割」に示されているように、反共主義と体制擁護、国際自由労連加盟、選別結集を基調にした右翼再編以外の何ものでもないことが明らかになった。
 - (2) これは、統一を名にして分裂をはかり、労働者の利益のためといながら、実際においては、労働者の利益に背を向け、自民党政府、独占資本の反動政策に協力する道と言わねばならない。
 - (3) 従って、総評は、傘下単産の全民労連加盟を中止する。
- (3) 労働戦線の真の統一は、労働者の思想、信条の違いをこえて、労働組合の、資本からの独立、政党からの独立、一致する要求にもとづく行動の統一の初歩的三原則の確立によつてなしとげることができるのである。

総評は、この原則にたちかえり、真の労働戦線統一のために努力する。

資料3 国労・全港湾修正案に対する 自治労の態度についての意見書

一 国鉄労働組合、全日本港湾労働組合の修正案についてこの修正案は、自治労として賛成できる内容である。

理由

修正案の第一項について

(1) 「補強五項目、三つの問題点の未解決部分の解決をはかる」という問題は、自治労自身が大会で再三にわたって確認してきたことである。

(2) 「全労協の「基本構想」にもとづく全統統一はあり得ない」という本部答弁（仲吉副委員長）は、自治労が「基本方向」を決定した大会議事録にも明記されている。

(3) 一九九〇年前後というのは総評自身が決定した問題である。多くの危惧や疑問が解明されないまま、総評解体の期限を切ることは、そのこと自体、「基本構想」にもとづく同盟主導の「選別結集」に屈服するものという指弾はまぬがれない。

修正案の第二項について

(1) 「統一ナショナル・センターの発足時の姿としては」を削除するのは当然である。総評は、当初は、全労協が連合体として発足するさいに「民間ナショナル・センターとして発足すること」には反対した筈である。官公労を含む全統統一の障害になるといふのがその理由であった。

(2) 全労協の「進路と役割」は、「基本構想」そのものを一層鮮明に具体化したものであり、総評は「進路と役割」を承認して「民間ナショナル・センターの発足」を認めた。したがって「統一ナショナル・センターの発足時の姿としては」全労協の「進路と役割」にもとづくナショナル・センターの姿を想定せざるを得ない。

(3) 官公労部門では、総評労働運動が大勢を占めていることを否定する者はないと思う。「進路と役割」にもとづく「選別結集」を官公労部門にまで持ち込むことになる文言を削除するのは最低限の自主性の保持という点で重要である。

修正案の第四項について

(1) ローカルセンターの問題について修正案が述べていることもまた、総評がこれまで主張してきたことである。殆ど全ての地県評が、総評労働運動の影響のもとにあるか、影響力を保持していると言っただろう。

(2) 「進路と役割」を総評が認め、解体の時期まで明示して、しかも、全労協を民間ナショナル・センターとして発足させたのでは、ローカル・センターもまた、全労協に「城を明け渡す」ことになるのは今から予測できることである。「基本構想」にもとづく「選別結集」を日本全国の地方組織にまで持ち込まなければならない運動上の必要性もなければ、必然性も緊急性もない。

(3) 自治労は、全国どこでも地方組織のなかで重要な位置と役割を果たしてきた筈である。自治労は、ローカルセンターの全統統一にあたっては、「基本構想」に反対し「選別結集」に反対してきた労働運動の原点にたつて、主体的方針を持つべきである。

修正案の第五項について

(1) 全労協は「基本構想」を認めることを加盟の条件として発足した「選別結集体」である。「連合」は「進路と役割」で、選別結集を綱領化したものである。

(2) 「総評加盟組合の選別を許さず、官・民全てが参加できるための全力をあげる。」と

いうのは、選別結果に反対ならば、至極当然のことといふべきである。以上の理由から、自治労としてこの修正案には、賛成するのが当然であると主張する。
一九八七年七月一五日
大牟礼藤男（総評大会代議員、都職労委員長）

資料4 総評第七七回大会にあたっての態度表明

総評大会代議員（自治労）
大牟礼藤男（東京都本部）
加藤 辰男（岩手県本部）
小室 仁弥（埼玉県本部）
小林 洋二（千葉県本部）
稲葉 洋（静岡県本部）
坂崎 進（愛知県本部）
則包 雄三（京都府本部）
大沢 博明（愛媛県本部）

第七十七回総評定期大会にあたって次のとおり、態度を表明する。

一、本大会に提案されている「労戦統一」にかかわる方針案は、「全的統一」の名で反共、労資一体の同盟・全民労協路線に追随し、総評を解散し、官公労をふくむ右翼再編を一九九〇年に達成しようというものであり、労働組合の原点をなげすて、臨調「行革」をはじめ、政府と独占資本の反動政策に協力する道を進もうとするもので、断じて反対である。

二、全民労協の「進路と役割」は反共、体制擁護、国際自由労連一括加入の特定の理念にもとづく選別結果であることは明白である。総評の「目標とプロセス」はこれを基本的に容認することが前提となっており、全的統一どころか選別、分裂路線は明白である。このもとでの「官公労部会構想」も提案されたが、官公労の選別、右翼再編となるものである。このような総評方針案を支持することは自治労大会で決定されていない。自治労綱領とも根本的に対立するものである。

三、ところが、このような総評方針案に反対を表明すると代議員権さえ保障しないというのは二重三重の組合民主主義蹂躪であり、撤回するよう強く要求する。

資料5 七・六集会「基調報告」

今日、労働運動は二つの困難に直面しています。一つは政府・自民党、独占資本の「行革」と労働戦線の再編成、社会党・総評ブロックの解体、そして憲法改悪の意図をあらわにした激しい攻撃です。中曽根首相が一九八二年に「行革でお座敷をきれいにし、立派な憲法を安置すること。これが、われわれのコース」と述べ、さらに国鉄解体攻撃が「二〇三高地」とされ、日本労働運動の機関車であり旗手であった国労解体に血道をあげたことはその象徴です。日教組、自治労、全林野等、官公労への攻撃も激しさを増しています。もちろん民間組合の闘う部隊も例外ではありません。

二つは、第二次世界大戦後、日本労働運動を構造的に代表し、われわれの闘う総司令部であった「総評・社会党ブロック」の動揺です。「行革」と労戦再編成の進展にともなつて「総評・社会党ブロック」の動揺がさらに大きくなっていることは、政府・自民党、独占資本の「三位一体」の攻撃の本質とねらいをあらためて示すものです。

同盟とIMF・JICを中心に日本の労働運動を再編成することは、政府・自民党、独占資本にとって焦眉の課題です。なぜならば、第一に日本資本主義の地位の変化です。第二次世界大戦後四二年、日本の生産力は蟻から象へと飛躍的に拡大しました。日本の生産力が資本主義世界の一〇%を超えたこと、一千億ドルにも達しようかという貿易黒字がその典型です。これらは、日本が世界でもっとも能動的でかつ好戦的な帝国主義になったことを示しています。第二に、平和憲法が身体に会わなくなったことです。したがって、憲法改悪が当面する大きな政治課題となっていることです。軍事費のGNP一%枠突破、軍事費捻出のための税制改悪、軍事費拡大を法的に保証する国家秘密法、労働法制の全面改悪を意図した労働基準法と労組法改悪は「憲法改悪」への準備に他なりません。第三に、中曾根流「国家改造」策謀、戦後政治の総決算を主張していることです。これは中曾根首相の専売特許ではなく政府・自民党、独占資本の総意とみななければなりません。それは「八六年体制」という言葉に象徴されています。

これが私たちが直面している現実です。いまや歴史の転換点といっても過言ではありません。私たちはこの現実に向つ向から立ち向かい、憲法と労働基本権を守りぬくことが必要です。その道は総評労働運動の歴史と伝統を言葉ではなく、具体的な運動を作りながら身をもって守り、継承・発展させるほかはありません。

このような情勢のもと、総評は七月の定期大会で、三年後に総評解散方針を決定しようとしています。総評指導部は「総評のめざす労戦統一は全統統一」と述べています。その通りなら私たちも大歓迎です。しかし、総評方針には不安と疑問が多すぎます。一つは、一九八一年七月に確認された「五項目補強見解」についてです。二つめに、総評第七三回大会で決定された「三つの問題点」についてです。

この重大な機関決定が「基本構想や」「進路と役割」にどのようにとり入れられたのでしょうか。私たちはこの点に納得できません。さらにこの間、総評労働運動は分断され、その地位を大きく低下させている現実があります。もしこのような状況がつづくならば三年後に総評がなくなってしまうことは必至です。私たちはこのような事態を黙視することはできません。

総評の旗のもとで闘い、その強化・発展のために日夜活動をつづけてきた仲間のみならず、歴史の転換点のいま、本集会を第一歩として総評労働運動の闘う歴史と伝統の継承・発展をめざし、真の全統統一を実現するため、全国のあらゆる職場、地域で労戦問題の学習を深めるとともに、闘う労働運動の再構築を目指して、次の課題で地区労や県評とともに全国各地から闘いをつくらうではありませんか。

第一に、教育臨調、地方行革に反対するとともに春闘の再構築をめざそう。

第二に、国鉄清算事業団の仲間の雇用をはじめ官民間わぬ大量解雇に反対して反失業闘争を全国各地で組織しよう。

第三に、軍事費のGNP一%枠突破反対、国家秘密法、大型間接税、マル優廃止に反対し、労組法・労基法の改悪を粉砕しよう。

第四に、反戦平和と反自民・反独占の闘いを強め、中曾根内閣打倒に全力をあげよう。全国各地で奮闘している仲間の皆さん、全国各地から大衆的な闘いをつくりあげるとともに、全国の闘いを結びつけて、闘う労働運動の奔流をつくらう。そして闘う仲間の皆である総評を全力で守ると共に、闘う労働運動の歴史と伝統を継承・発展させようではありませんか。

施行四〇年憲法はいま

—— 国家秘密法が狙う本当の理由 ——

とうとうたる右傾化がづづいていっている。「戦後政治の総決算」の土台が労戦の右翼再編↓社会党「解体」策謀。そのうえにたくらまれていなのが法体系の「総決算」、労基法↓労働組合法改悪、そして国家秘密法の制定だ。国家秘密法について兵庫県職の機関紙「新聞ひょうご」は時機に則した論評を掲載している。同紙より転載し、読者に供したいと思う。

(編集部)

国家機密法制定の動きは戦後ずっとある。しかし、それは極端な保守反動勢力の運動にすぎなかった。それが一九七〇年代後半から様相が異なる。「全方位外交」から、ソ連を公然と敵視し、「西側の一員」へと変化し、軍事大国化をはかる時代を背景に、「元号」法制化が、一九七九年に国会をとった。元号法と「国家機密法」は無関係にみえる。だが元号法制定をめざした「国民会議」、「議員・有識者懇談会」の面々は、そっくりそのままスパイ防止法制定促進を目的とする。「国民会議」、「議員・有識者懇談会」の会員になっていいる。靖国神社法案も同じ流れに沿うものであり、「憲法改正・自主憲法制定」にむかって、まずは橋頭堡を得たというところであろう。

議員立法として提出されていた「国家機密法」が廃案となった直後の一九八六年二月、自民党は「スパイ防止法制定特別委員会」を設置した。そして同年五月二四日の第二回総会で森清衆議院議員が「修正私案」を提案し、これとほぼ同じものを自民党政調審議会は「防衛秘密に係るスパイ行為等の防止に関する法律案」にしてしまった。法案の内容をみるまえに法案提出の理由がまず問題である。一つは「日本はスパイ天国である」、二つは「スパイ防止法」がないという理由である。

秘密がスパイされた事実はない!

元防衛庁官房長の竹岡勝美氏はこういつている。

「この法案に自民党の国会議員全員の方々が賛成したと報ぜられたとき、失礼ながら、私は狂気の沙汰かとはかりに驚愕した。国家の運命を左右するほどの国家秘密がこの『平時』に存在するだろうか。自衛隊創設以来、それほど重大な防衛秘密がスパイされたとは一度も聞いていない。」

また栗栖元統幕議長もこういつている。

「だいたい漏れて実害のあるような重要な機密は、ごく一部の人が知らずにはいけません。政治家や防衛庁の幹部ぐらいです。そういう人がしゃべったりしなければ機密は漏れない。重要機密を扱う人に限定した法律をつくれればいい。」

秘密防護の実態

現在、防衛秘密とされるものは、「機密」「極秘」「秘」の三段階に分かれ、これに指定された総点数は一九八五年末で約一五二万五〇〇〇点である。その保管は厳重をきわめている。「極秘」以上の文書は大型金庫か鋼鉄製の箱におさめられている。外まわりも厳重に警戒され、作戦関係の防衛、情報を扱う調査、研究開発の重要部門は廊下の一部が鋼鉄製の壁で仕切られている。関係者だけに知らされた番号を押さないとカギが開けられないが、さらに顔写真入りの許可証が必要だ。許可証は赤、黄、青の三種類があり、その色によって入れる部屋が決まっている。だから、部外者がマル秘関係文書に近づくことは絶対にできない。

今でも「スパイ防止法」はある

自民党政務調査会が一九八二年に作成した『スパイ防止法——その背景と目的』という解説書にはこう書かれている。

「……わが国は敗戦後刑法からスパイについての刑罰規定を削除してしまいましたので、今日スパイ天国になってしまったのです。」

だが、これは堂々としたウソっぱちなのである。「有事」を想定して、刑法には〈外患誘致〉(第八一条)、〈外患援助〉(第八二条)、〈外患誘致及び外患援助の未遂〉(第八七条)、

〈外患誘致及び外患援助の予備・陰謀〉(第八八条)、さらに〈収賄・受託収賄・事前収賄〉、〈事後収賄〉、〈第三者供応〉などの処罰規定がずらりとならび、死刑の最高刑までである。

これに、破壊活動防止法、〈教唆・せん動〉(第四条)が加わる。さらに「平時」には、国家公務員法(一〇〇条)、地方公務員法(第三四条)、自衛隊法(第五九条)、日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法の〈探知・収集・漏示・未遂〉(第三条)、〈過失漏示〉(第四

四条)、〈陰謀・教唆・煽動〉(第五条)、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法(刑事特別法)の〈米軍の機密探知・収集・漏示・未遂〉(第

六条)、〈陰謀・教唆・煽動〉(第七条)等々とまだ続く。これら既存の法律だけで、有事、平時、日本国の機密、米軍の機密が充分すぎるほど守られている。

法案の内容

法案の名称は「防衛秘密に係るスパイ行為等の防止に関する法律案」といい、条文は三条。

まず、目的である「この法律は、防衛秘密の保護に関する措置を定めるとともに、外国に通報する目的をもって防衛秘密を探知し、若しくは収集し、又は防衛秘密を外国に通報する行為等を処罰することにより、これらのスパイ行為等を防止し、もって我が国の安全に資することを目的とする」(第一条)

ここで、「防衛秘密」とあるのは、「防衛及び外交に関する別表に掲げる事項並びにこれらの事項に係る文書、図画又は物件で、我が国の防衛上秘匿することを要し、かつ、公になつていないもの」(第二条)をいう。

別表は一二項目あって、防衛のための態勢、能力、行動方針、部隊の編成・装備・任務、通信の暗号、装備品の性能・数量、安全保障に係る外交上の方針等々が列記してある。

「不当な方法」というのは、「法令に違反し、対価を供与し、偽計を用い、又は、秘匿状態にある文書、図画等のみだりに開披する等社会通念上是認することのできない方法」(第二条)のこと。

第三条には、防衛秘密保護上の措置が定めてある。

「国の行政機関の長は、その取り扱う防衛秘密に属する事項又は文書、図画若しくは物件を防衛秘密として指定しなければならない。」同二項、点検、解除 同三項、取扱者及び責任者 同四項、行政機関以外の者 同五項、漏出防止注意義務。

第四条から一〇条は罰則で、無期、有期の懲役、禁錮、罰金が定めてある。第一条、自主減免 第二条、国外犯。

最後の第一三条は、解釈適用について書かれたもので、「適用に当たっては、表現の自由その他国民の基本的な人権を不当に侵害するようなことがあってはならない。」とある。

また、同条二項には「出版又は報道の業務に従事する者が、専ら公益を図る目的で、防衛秘密を公表し、又はそのために正当な方法により業務上行った行為は、これを罰しない。」

と、マスコミへの配慮がある。

条文の問題点

処罰されるのは「スパイ」だけではない。実行行為に対する罰則のうち、「外国通報」が前提になっているのは、第四条と第五条だけである。第六条、第七条、第九条には「外国通報」の前提がない。つまり、スパイ行為だけでなく、自国民の知る権利を厳しく制限しているのである。

さらに、「外国に通報する行為」の解釈について、一九八二年に自民党が発行したパンフ『スパイ防止法——その背景と目的』には「(外国人に通報する行為)とは、外国に防衛秘密を知らせ、又は外国がこれを知り得る状態に置くことをいいます。」とある。これでは、新聞、放送、出版物による報道、政党・組合のニュース等々すべてが対象になる。

防衛秘密とは何か 「国家機密」全般を対象にした旧法案が批判をうけて廃案となったため、修正案では、国家機密のうち「防衛機密」に限定したと言われている。しかし、先にみたように第二条には、旧法案と同様に「外交」の二字がしっかり残されている。やはり、「国家機密法」なのである。

次に、秘密事項は別表一二項目を列記することによりそれに限定されるような体裁をとっているが、実はこれらのほとんどは公になっている。一つは防衛庁が発行している『防衛白書』と各種パンフ。二つは「防衛ハンドブック」と『装備年鑑』(朝雲新聞社刊)である。同ハンドブックには、「防衛の整備の推移」や「組織・編成」についての別表の内容が詳しく書かれている。また、『装備年鑑』には主要装備が写真入りで紹介されている。つまり、すでに「公」になっているのである。「公」になっていない防衛秘密とはどのようなものであろうか。

曖昧な秘密措置のあり方 第三条は、秘密指定の範囲拡大、乱用防止の規定である。しかし、権限、基準、手続きが明記されていない。「軍機保護法」でさえ種類、範囲の定めはあった。なるほど、権限については「行政機関の長」とあるがこれでは範囲が広く、決めているに等しい。

不当な方法とは？ 旧法案で、「不当な方法」では曖昧だと批判されて、修正案第二二項では、「法令に違反し」、「対価を供与し」、「偽計を用い」等々を例示した。しかし、結局「社会通念上は認められない方法により」と集約されてしまった。

拡大解釈、乱用の危険 この法案がどんなに危険な代物であるかを、法案自身が語っている。第一三条に、「適用に当たっては、表現の自由その他国民の基本的人権を侵害するようなことがあってはならない。」とわざわざ書かざるを得なかった。同種の条項は「破防法」(第二条)、「秘密保護法」(第七条)にもある。だが悪法が成立すると一人歩きする。「治安維持法」が提出されたとき、野党の反対質問に対して、若槻内相は、「無政府主義、共産主義を取り締まるもので学問の研究を妨げるものではない、労働運動まで拘束される」と信じている者があるようだが、かくのごときは、はなはだしき誤解であります。(第五〇回帝国議会)と明言している。にもかかわらず、製紙工場で働く一三歳の少女が、与謝野晶子の歌集『みだれ髪』を所持してただけで、拷問にかけられるという曲解が社会通念となっていた。

「軍機保護法」の場合も乱用されぬよう「付帯決議」がされたが、効果がなかった。

マスコミへの懐柔策 第一三条二項は、旧法案になかったが、マスコミへの配慮である。「出版又は報道の業務に従事するものが、専ら公益を図る目的で、防衛秘密を公表し、又はそのために正当な方法により業務上行った行為は、これを罰しない。」という意味不明の内容である。

いわゆる商業マスコミに従事する者を念頭に置いたと思われる、情報提供者、執筆者はどうなのか範囲不明。また、一部に特権を与えることは憲法第二一条(言論、出版の自由)、第一四条(法の下の平等)に反する。防衛秘密保護は公益のためである。ところが「公益を図る目的で」防衛秘密を公表しても罰しないというのは矛盾する。「正当な方法により」知り得た情報は、「秘密」ではない。したがってこれを罰しないのは当然である。プロは、私人人間関係を充分活用して情報を入手する。「業務上」と「私的行為」の差はない。

機密法は憲法を殺す

機密法が制定されると、マスコミだけでなく、「自己規制」が始まる。いきおい、当局発表だけが流れていく。ちょうど四〇数年前のように。

日本国憲法はその前文で「主権在民」を宣言している。そして、第二一条は、「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならぬ」と義務づけている。国民が的確な判断を下すためには、「知る権利」が充分に保障されているのでなければならない。

国家機密法が成立して、憲法が生き残ることはできない。制定促進をはかっている実働部隊は、「勝共連合」だが、本隊は資本主義的危機を軍需拡大によって先送りしようとする日本独占資本に他ならない。

〔新聞ひょうご〕(一九八七・六・二〇)

投稿 「党建協」をつくる

「党建協ニュース」等とともに、次のような案内状が送られてきました。私もこれまで機関で頑張りさえすれば(それにマルクス・レーニン主義の理論研究集団があれば)、このような組織はさほど必要性がないのではないかと考えていたのですが、貴誌にのせられた党建協関係の資料とこれらを読んで、全国的な党内統一戦線の研究組織への結集の重要性がよくわかりました。早急に仲間に話して、当地にも党建設研究会を是非つくりたいと思います。

「連日の御活躍に心から敬意を表します。さて、党の右傾化を推進してきたある労組幹部は、基本政策の変更を迫るとともに、二重党員制を恒久化して、党大会での覇権を永久化するばかりか、集団入党者を直轄管理することによって、委員長公選でも右派候補を勝利させ、土井委員長を早期退陣に追い込もうとしています。

党の支部や総支部、県本部の機関でわれわれが主導権をとり、それを担うことは無論重要です。しかしこの十年間、それだけでは党の右傾化を阻止することはできませんでした。支部、総支部レベルでは過半数が反対であったにもかかわらず『新宣言』も成立を見たのです。従って全国的な態勢を整えることが不可欠だと考えます。

死者は生者に警告しています。闘う組織がなくなつて体制内翼賛化した後には、あの暗黒の時代が待っています。それを二度と繰り返さないためには、今、すべての心ある党員が全国的な統一戦線に結集して起ち上がる以外にありません。土井委員長を支え、反安保、非武装中立、反原発等の基本政策を死守しつつ社会党を強化するために、『党建協』へ是非傘下していただきますよう切望いたします。

一九八七年七月

『党建協』役員会を代表して

栗原 透

第三回「平和の船」に参加して

福地 一郎 (国労宇都宮支部)

アジア平和の船は、ソビエト社会主義連邦共和国のナホトカ、朝鮮民主主義人民共和国の元山・開城・板門店・南浦、中華人民共和国の上海・南京を回る平和を希求する一行だった。私がとくに印象に残ったのは、北朝鮮の板門店と中国の南京だった。他にも様々な交流や興味を引く所があったが、紙面の都合と私の印象で二カ所のみ報告し、平和と戦争について考えたい。

板門店

「アンニョンハシムニカ」と元気のいいピオニールの子供達が、我々「アジア平和の舟の一行」を見つけると、独特の敬礼(敬礼の手を顔の前面に出す)をされた開城(ケソン)の町から、わずか一五分程の所に板門店はあった。

板門店に行く途中、戦車よけらしい石のカベや穴が随所に掘ってある中をバスで通過しながら、緊張はいやがおうでもかきたてられた。我々を出迎えたのは、銃を持った屈強な人民軍兵士と、温厚な案内の高級将校だった。

意外にも写真撮影の規制は、人民軍兵士の顔以外は一切自由だった。

板門店に到着し、軍事境界線直前一〇メートルの所に立つと、南側にはMPのヘルメットをつけた米軍兵士が北側をにらみつけ、さかんにビデオを取り挑発をする。そして、三八度軍事境界線の直前にバラバラと歩み寄る。

三八度軍事境界線は、歩いて渡っても何もないように思えるくらい、簡単な平地であった。コンクリートの板が境だという。何の為に!?

建物(交渉の場所)内では、南側にも行ける。行ってみても何も変わらない。ただ南側出口に兵士が立っているだけだ。

南北分断の固定化は正に、米軍によって行われている。南側にいる兵士の数は米軍二対南軍一だという。

南側の挑発を避ける為に、こぶしを突き上げるような行為だけはやめて欲しいと将校から言われる。

「戦争と平和」この陳腐な言葉が、最も重要な言葉、ここには最もあてはまる言葉、実感は言葉ではない。身体で感じた。

南京

朝、上海を出発し、夕刻にはまた上海に帰ってくるという強行軍ではあったが、この都市も忘れられない場所だ。

南京での訪問先は、たった二カ所だった。一カ所は大きな橋、もう一カ所は日本軍が三〇〇、〇〇〇人を虐殺したという、「旧日本軍集団屠殺記念館」だった。そこは石だけで

できている。記念館には、白骨の死体が累々と横たわっている。説明は非常に事務的に進んだ。日本軍は老若を問わず女性と見れば強姦し、腹を切り、首を跳ねた。子供も容赦はしなかった。男は刀の先でつつき、揚子江に捨てた。刀で切るのが疲れて、機関銃を乱射した。その時の揚子江は血で真っ赤に染まったという。しかし、説明のガイドも、中国の参観者も総じて明るかった。それがよけい身にしてみた。国際区にいた外国人が写真を撮っていた。現場を見ていた。生き残りの中国人が証言した。

その後揚子江にかかる橋を見物した。この橋は七年をかけて作り上げたという立派な橋だ。しかし私は、バスから降りられなかった。川を見るのが恐かった。血で真っ赤に染まったという川を見るのが！

戦争の悲惨さは、戦争の残虐さは後々まで語り継がなければならない。私達は教科書で習っていない。平和の尊さはこの手で闘い取らなければならないという思いを強く感じた。

いま、労働戦線の右傾化が叫ばれ、体制に従順な労働者づくりが進んでいるなかで、いつか来た道へ踏み込まない保証はどこにもない。国労つぶし、組合の御用化は戦争への道へ走っている。

今こそ、「戦争と平和」を考え、労働運動・平和運動を積極的に取り組んでいく時期だと考えさせられた。

◆ 読者からのおたより ◆

ご苦勞さまです。貴誌の速報性にたいへん重宝しています。暑い日が続きますが、身体に気をつけてがんばってください。
(長野・N)

全通大会も「合理化」推進を決定。現場の意見と本部の考え方がますますひろがった感じ。毎日暑い折、健康に留意してがんばろう。
(下館・S)

党支部の半専従をしています。党強化拡大はなかなか進みません。貴誌の記事が励ましになります。
(愛知・T)

この三年がとりわけ重要な戦闘時代であると思います。がんばりましょう。(宮城・Y)
私も事業団帯広第三支所に詰め込まれています。広域の仲間も新しい地に転勤し、これからも本務につけず、苦しいたかいが待っています。私たち残った者も運動の原点に戻り、がんばりたいと思います。

三年後の全民労協の結成、社公民の統一など、ファシズムの時代の到来を思わせませんが、十勝の地から絶対阻止させてみます。
(北海道・T)

誰も経験したことのない階級情勢の進展のなかでも、各地にあるたたかいの火種とこだわりはいぜんとして存在しています。ここをつなぎながら大きな流れに、力にしていこうとの突き上げと指導の強化が急務のように思われます。右翼労働へのこだわりと反撃なくして、どうして一人ひとりの労働者の生活と権利が守れるのかを明確にせずして、「入っ
(A)

連載 「資本論」第一巻を読む 第40回
 価値の尺度の尺度 (三)

第三章 (第六―第八パラグラフ)

価値の尺度と価値の尺度基準

〔6〕価格は金貨幣で表現されるばあいと、銀貨幣で表現されるばあいでは、当然まったく異なる量的表現を受けることになる。

金と銀が同時に貨幣として価値の尺度に使われるとすれば、すべての商品は金貨なら一枚、同重量の銀貨なら一五枚というように二重の価格表現をもつことになる。もちろんこの両者の比率が不変ならばそれで不都合はない。ところが、たとえば銀の生産性が上がり、この両者の比率が実質的に二対一へと変化しているにもかかわらず、法定の換算比率が変わらなければ、人々はある商品を買うのに金貨一枚よりも銀貨一五枚で支払おうとするだろう。したがってこのばあい金で支払おうという人はいなくなつて「低く評価されすぎた金属は流通からかくれて、溶解され輸出され」(註五三、以下同様)てしまう。なぜなら、貨幣としてでなければ金は実質的な価値を認められ、銀貨二〇枚と交換できるからである。

しかも売る側はこれでは損だから、金貨一枚または銀貨二〇枚の価値がある商品の価格を、法律では銀貨二〇枚に相当する金貨一・三枚とすることになる。そこで実質より法律で「価格を過大評価された金属」、このばあいでは銀だけが「事実上つねにその一つのものだけが価値尺度としての地位を維持する」ことになる。

さらに交換比率に地域差があれば、両地域を往復して両替を繰り返すだけで「利益」をうる者もでる。マルクスが註五三でのべている。「インドとシナの銀需要」というのも、年代的にみておそらくそのためのものであろう。この時期には日本からも大量の金(五〇万両といわれる)が流出した。

こうした理由から、歴史的にみて金貨と銀貨の価値比率の変動はしばしば物価に混乱を引き起こした。それでも銀が貨幣として使われたのは金が不足していたためと、他に信用できる少額貨幣(補助貨)が存在しなかったためであろう。

なお註五三にでる金銀の交換比率の歴史の変遷にかんしては、後にでる註一〇八(岩波文庫①二四九頁)へのエンゲルスの補足を参照のこと。ここでのエンゲルスの見通しは的中し、現在の金と銀の交換比率はそれぞれの小売り値が金一グラム二一五五円、銀一グラム三八・二〇円(一九八七年六月一日)だから一対五六・四となっている。

*〔一〕内はパラグラフ番号。〔6〕は岩波文庫第一分冊一七二頁本文冒頭から。

〔7〕さて、価格の定まった商品はすべてその一定量の価値を金の一定量で観念的に表現している。そのため商品価値はさまざまな量の観念化された金によって統一的に表現され、相互に比較的可能なものとなっていることはすでにのべたとおりである。

だがそのためには、金の量を比較するための尺度単位があらかじめ決められていた方が都合がいい。この尺度単位はさらに体系化され、一〇分の一(歴史的には技術上の理由から四分の一、一六分の一のように分けられることの方が多かったようだ)とか一〇〇倍になつたばあいの下位、上位の名称もつくられるようにたつた。これらを総称して「尺度標準」という。

もちろん金は貨幣となる前からすでに金属としての使用価値量を測るための重量の尺度の標準をもっていた。そのため歴史的にみるとこの重量の尺度標準がそのまま貨幣の尺度

標準となった例が多い。

たとえばイギリスのばあい、一ポンド(三二八・三四九五グラム)、一ツェントネル(イギリスではハンドレッド・ウェイトという)は元来は一〇〇ポンドのことだったが、現在のドイツでは五〇キログラム、スイス、オーストリアでは一〇〇キログラムの意味で使われているようだ。

「8」ここで貨幣が「価値の尺度」であるということと「価格の尺度標準」であるということがでてきた。両者はよく似た言葉であるが、機能の意味はまったく異なる。それはたとえていえば長さを測る「ものさし」であることと、その「目盛り」であることの違いといえよう。

貨幣が価値の尺度であるというのは、抽象的人間労働の体化物として、他のものの価値を測る尺度となるということである。長さの計測でいえば、自分も真つすぐな長さをもつ「ものさし」だからこそ、それをあてることによって対象の長さを測ることができるということに相当するだろう。

それに対して貨幣が価格の尺度標準であるというのは、価値尺度としての機能を前提として、貨幣で表現された価値、すなわち価格の大きさそのものを測るのである。これも長さの計測にたとえていえば、対象にあてた「ものさし」につけられた「目盛り」を測ることによって、対象の長さを測ることに相当する。「目盛り」は「ものさし」そのものな長さを一定の尺度標準で測ったものであるが、それを測ることを通じて他のものの長さを測るのである。

註五五にあるように、イギリスの経済学者たちはこの両者を混同していた。「5」で引用したパークリもその一人で、彼の「リール、ポンド、クラウン等の名称は単なる比率の名称とみなすべきではないのか？」という主張は、この価格の尺度標準のことをいっていることになるが、彼はそこから価値の尺度はどんな材料でもよいのだという結論をだしたわけである。

価値の尺度としての金は、それが人間労働の生産物であるがゆえにその機能を果たすことができるのだし、その尺度単位は長期的に安定して固定されていた方がいい。しかしまさに人間労働の生産物であるがゆえに、可能性としては金の生産力に変化が起きたらばあいに、その尺度単位自身の価値は変わることもありうるのである。

(神津 朝夫)

「八・二二」シンポジウムのご案内

総評解体はこのままでは必至です。「総評解体反対」の運動の真の意味が早急に討論され、行動に移されねばなりません。第三四一号で速報した「八・二二」シンポジウムが次のようにおこなわれることになりました。本誌の読者のみなさまの参加を心から呼びかけます。

記

名称 「国鉄闘争を強化し、総評解体を許さない青年シンポジウム」
 主催 国鉄労働組合本部青年部、国鉄労働組合東京地本青年部
 日時 八月二一日(金) 午後六時―九時
 場所 国労会館八階ホール
 パネラー 岩井 章(国際労研会長)、佐藤就之(全国一般東京地本執行委員)、池本柳

次(元国労本部青年部長)、他

「ヤルしかない！」^⑫
 「厳しく、そして優しく」

酒井安海氏の作風

人が亡くなってもそんなに泣かない私だが、「酒井安海」氏（ヤスミと読むが、「あんかい」で呼び親しんできた。「人工透析」を一〇年間闘ってきた。）の死には戸惑い、その人柄を偲んではじわつとくる。この稿の下書きをしながらも泣けて仕様がなかった。七月三日の仮通夜るとき、家族や親戚の皆さんに「安海さんは、全国の仲間から尊敬され、慕われ、皆は、彼のアダを討たずば……」と挨拶し、後は声にならなかつた。

彼を偲ぶと、まず何といつても「厳しく、そして優しかった」というのが印象である。もう十年程前、ある大衆集会の帰り、二人でサシで飲んだ。その時も特別に大変「厳しく」、そして人柄はこの上なく「優し」かった。外房線でもまたま一緒になった。安海氏の二人の弟子がいた。勝浦保線区の吉野元分会長と、安海氏と同じ職場の千葉保線区青柳書記長……。二人ともポリシエビキ的な素晴らしい活動家である。この二人が、異口同音に、安海氏のことを「厳しく、そして優しかった」と声をつまらせていた。帰りは千葉地本平山書記長（安海氏と同期で共に支え合ってきた）と銚子保線区の前田分会長と一緒にになる。

平山氏は「安海氏は学習会や反合研等開催時は、その準備等に非常に厳しかった。しかし組合員の面倒見がすごくよかつた」と述懐していた。なくなる十日程前には、三池から石原夫人を招へいし、CO闘争の集会を主催し、精一杯の動員や運営について配慮していた。平山氏はさらに「五年まえか？ その職場では新米の彼が、朝の点呼で職制と「オハヨー」と挨拶するのはおかしい、当局はやることをやっていないからと言いだし、ついに方向を変えた」と。今の「点呼闘争」の開拓者でもある。さらに「安全闘争で、当局の安全旗の上に国労旗をつけ、職制が取りに来たら、まず独りで両腕をあげそれを阻止し闘いを続けた」と、幹部としての先頭（戦闘）性も強調された。面倒見のいい逸話では、スト中、処分で不安の組合員を隣の駅まで連れてきておいて、当局と対決交渉し、ストも成功させ、処分も撤回させたりした。

「厳しく、そして優しい」と言うのはごく平凡にどこでもある言葉ではあるが、この相反する規定を統一的にどう中身を理解すればよいかと思っていた。そしてたまたま学習会で新市議の鴨君に合つたらつぎのような作風を語ってくれた。「原則やスジを言うことは大事なことだが、併行して大事なことは、あとの面倒見ではないか」……。彼は東京での社青同幹部時代に、仲間によく逢い、よく話し込み、よく電話もして交流や学習を深め、そして組織性が強められてきた。さる市議選では東京から多くの仲間が習志野に駆けつけ、つぶしに回り、共々の力で当選を勝ち取った。

確かに、われわれは「原則やスジ」をよく言ってきた。本来「原則やスジ」の中に面倒見も包含されているが、もっと目的意識的に取り組まなければならぬ。安海氏の体得していた「優しさ」である。われわれには「優しさ」が足らなかつた。われわれは「面倒見」が足らなかつた。

「厳しさ」は、今、総評や社会党がオモロ右かじを一杯に取ろうとしている時、より「原則やスジ」と言い続け、警鐘を乱打しなければならぬ。安海氏も死んでも死に切れないであろう。彼の最後の言葉は、「おいねナー」であつた。大原方言で「いけないナー」であつた。今の総評・社会党に対する「厳しく、そして優しい」遺言であつたらう、われわれが、甲い合戦をやらなければならぬ。「厳しく、そして優しい」作風を継承して……。思えばわが師もこの上なく「厳しく、そして優しかった。」

（佐々木守雄）